

アートによる地域活性化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、アートによる地域活性化促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域と連携しながら、地域づくり団体等(以下、「実施主体」という。)が、県外のアーティストを招へいし、県外アーティストが滞在制作等を実施することで、文化芸術活動による地域活性化を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助事業の区分のいずれかにより、同表の第2欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費(以下、「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第5欄に定める率(以下、「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄ただし書きの額を限度とする。)以下とする。

なお、当該年度中、交付申請以前に行われた支出であっても、知事が補助事業対象に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。また、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費のうち委託費(作品制作費及び会場設営費に係る委託費を除く。)については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、文化政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書(様式第1号)に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書(様式第1号)に添付すべき同条第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

4 交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、第4条第1項により定めた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の3月20日のうちいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

4 実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月18日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

(第3条関係)

別表

1 補助 事業 区分	2 補助事業の内容	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率	6 重要な変更
スタート型	<p>地域で活動するまちづくり団体等(注1)が県外アーティスト(注2)を滞在施設等に受け入れを行う事業のうち、次の(1)～(5)の要件を満たすもの。</p> <p>また、第1欄の補助事業区分がステップアップ型の場合は、以下の(6)の要件も満たすもの。</p> <p>ただし、公演、展示等の内容に次のア～イに掲げるものが含まれる場合は、これらに係る経費は補助対象としない。</p> <p>ア 政治的または宗教的普及宣伝活動と認められるもの。</p> <p>イ 広く一般の方が参加、鑑賞等できないもの。</p> <p>(1)地域づくり・まちづくりなどの地域活性化を目的とする事業であること。</p>	<p>次の要件を満たす、地域づくり・まちづくりを目的とし、地域で活動するまちづくり団体等(事業の実施にあたって設立された実行委員会等も含む)。</p> <p>(1)県内に活動の本拠を置く団体等 (2)代表者及び所在地が明確なもの (3)会計経理が明確なもの (4)申請対象年度の前年度までに本補助金又は県の支援を受けた(注3)年度が2か年度以下の団体</p>	<p>事業実施に直接必要な次の(1)～(3)の経費。ただし、団体の運営に係る経常的な事務費(電話代、光熱水費など)及び人件費並びに食糧費(事業の実施に必要不可欠な食糧費は除く)を除く。</p> <p>(1)アーティストの招聘に係る経費(旅費(宿泊費、交通費、日当など)、報償費)。ただし、原則として滞在制作等を行う地域に宿泊することとし、タクシーの利用は補助対象外とする。</p>	2/3 ただし、補助金の限度額は333千円	(1)本補助金の増額を伴う変更 (2)事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
ステップアップ型	<p>(2)県外アーティストが一週間以上滞在制作を行うこと。</p> <p>(3)県外アーティストが地域住民と一緒に創作したり、アーティストによる学校等でのワークショップを開催するなど、県外アーティストと地域が文化・芸術を介して交流する内容が含まれること。</p> <p>(4)1回限りのイベントではなく、地域において地域活性化のための長期的で継続した取組が見込まれること。</p> <p>(5)補助事業の実施期間については、事業の完了が当該年度の2月末までとする。</p> <p>(6)鳥取県外から県内へ又は県内他市町村からのアーティストの移住・定住が見込まれるもの、若しくは、定期的な滞在により地域との関係が継続的に見込まれるもの。</p>	<p>次の要件を満たす、地域づくり・まちづくりを目的とし、地域で活動するまちづくり団体等(事業の実施にあたって設立された実行委員会等も含む)。</p> <p>(1)県内に活動の本拠を置く団体等 (2)代表者及び所在地が明確なもの (3)会計経理が明確なもの (4)申請対象年度の前年度までに本補助金又は県の支援を受けた(注3)年度が3か年度以上の団体</p>	<p>(2)地域とアーティストの連携による文化・芸術事業の実施に係る経費(作品制作費、公演料、会場使用料、会場設営費、消耗品費、企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費など)</p> <p>(3)広報に係る経費(印刷費(記録冊子を含む)、広告宣伝費、郵送費)</p>	1/2 ただし、補助金の限度額は500千円	

(注1)

まちづくり団体等とは、交流人口及び関係人口の拡大、移住定住の促進等、地域活性化を目的とした活動を行っている団体(事業実施にあたって設立された実行委員会等も含む。)をいう。

(注2)

アーティストとは、文化・芸術活動を行っている個人・団体(専ら文化・芸術活動を行っているもの、活動が顕著なものなど)をいう。

(注3)

鳥取県アーティストリゾート創造補助金、鳥取県アーティスト滞在促進事業補助金の交付を受けたこと、鳥取県アーティストリゾート推進組織育成事業補助金の交付を受けた「暮らしとアートとコノサキ計画」実行委員会の協働 AIR 事業を担当して実施したこと、及びアーティストリゾートとっとり芸術祭実行委員会の AIR 事業を受託したことを指す。

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名 (印)

年度アートによる地域活性化促進事業補助金(〇〇型)交付申請書

アートによる地域活性化促進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	年度アートによる地域活性化促進事業補助金(〇〇型)
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他

※注「(〇〇型)」の部分には、「(スタート型)」「(ステップアップ型)」のいずれかを記入すること。

年度アートによる地域活性化促進事業補助金事業計画（報告）書

事業名		
実施団体概要	団体名	
	設立年月日	
	団体概要	(以下の内容について、該当がなければチェック欄にチェックしてください。) <input type="checkbox"/> 暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
事業の目的		
事業の内容		
事業期間	年 月 日()～ 年 月 日()	
実施場所	名称	
	所在地	
各開催日の参加者・入場者数		
事業に関わる芸術家・アーティストの状況	氏名・団体名	
	芸術・文化の分野	

	活動実績 ・経歴	(個展・公演等の実施状況、受賞歴、所属芸術団体・所属教育機関・師事する芸術家等を記載してください。)
補助事業の各要件の対応点	(1) 地域づくり・まちづくりなどの地域活性化を目的とする事業であること。	(目的及びその達成に向けた取組方針を具体的に記入してください。)
	(2) 県外アーティストが一週間以上滞在制作を行うこと。	(具体的な日程案等を記入してください。)
	(3) 県外アーティストが地域住民と一緒に創作したり、アーティストによる学校等でのワークショップを開催するなど、県外アーティストと地域が文化・芸術を介して交流する内容が含まれること。	(日程及び会場を含めた具体的な内容を記入してください。)
	(4) 1回限りのイベントではなく、地域において地域活性化のための長期的で継続した取組が見込まれること。	(具体的な取組(見込み)を記入してください。)

	<p>(5)鳥取県外から県内へ又は県内他市町村からのアーティストの移住・定住が見込まれるもの、若しくは、定期的な滞在により地域との関係が継続的に見込まれるもの。</p> <p>※「ステップアップ型」の場合のみ、記入ください。</p>	<p>(事業実施後の移住・定住、又は、定期的な滞在看込みによる地域との関わりについて記入してください。)</p>
<p>他の補助金の活用の有無 その他</p>	<p>[有 ・ 無]</p> <p>※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。</p> <p>※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。</p>	
<p>消費税の取扱い</p>	<p>[一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者]</p>	

様式第3号(第4条及び第7条関係)

年度アートによる地域活性化促進事業補助金収支予算(決算)書

1 収入

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備 考
計				

2 支出

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	備 考	
補助対象経費					
	小計				
	補助対象外経費				
小計					
合 計					

様

鳥取県知事

年度アートによる地域活性化促進事業補助金(〇〇型) 交付決定通知書

年 月 日付けの申請書(以下「申請書」という。)で申請のあったアートによる地域活性化促進事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1)算定基準額 金 円

(2)交付決定額 金 円

3 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、実績額についてアートによる地域活性化促進事業補助金交付要綱(年 月 日付第 号鳥取県地域振興部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して得た額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
団 体 名
代表者名 (印)

年度アートによる地域活性化促進事業補助金(〇〇型)実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	年度アートによる地域活性化促進事業補助金(〇〇型)	
区 分	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他	

※注「(〇〇型)」の部分には、「(スタート型)」「(ステップアップ型)」のいずれかを記入すること。

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所
氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度アートによる地域活性化促進事業仕入控除税額確定報告書

アートによる地域活性化促進事業補助金交付要綱第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
(平成 年 月 日付第・・・・号による通知額)
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)
1の(1)
(3 - 2) × $\frac{\quad}{1の(2)}$ 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。